

Analysis of Popularization of the National Health Insurance System Concerning the Trend of the Tenant Movements

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00005749

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



小作争議の帰結と国民健康保険制度の普及

－秋田県を事例として－

客員研究員

高嶋裕子

Analysis of Popularization of the National Health Insurance System Concerning the Trend of the Tenant Movements

TAKASHIMA Yuko

Abstract

In this article, I would like to explore the historical position of the National Health Insurance System popularization under the wartime regime from the examination of Akita Prefecture. I clarify the factor that reached the National Health Insurance Association establishment concerning the trend of the tenant movements. In Akita, there are many large-scale landlords, it influenced rural village administration. Various Social Movements developed from 1920's to 1930's in the rural areas. But, Government oppressed the Leftist Social Movements. Therefore, I had to confirm the ending of the tenant movement that form 1920's to 1930's and social economic relations in the rural village community.

I can summarize the conclusion of this article in two points. Primarily, the village where the National Health Insurance Association established early, the tenancy dispute terminated, and confirmed that village administration was stable. Secondly, the village where the National Health Insurance Association established early, the village got the source of the revenue by the Farm, Mountain and Fishing Village Economic Revitalization.

Key Words

National Health Insurance in Japan

Rural Village Community

Tenant Movement

Farm, Mountain and Fishing Village Economic Revitalization

1. 課題と分析視角

本稿の課題は、1920年代末と1930年代初頭に展開した小作争議を視野にいれて、戦時において急速に普及を遂げた国民健康保険(以下、国保)制度の歴史的性格をあきらかにすることである。こうした課題を設定したのは、次のような問題関心に基づいている。

島崎謙治は、戦時の国保制度の普及について、戦時下という特殊要因だけではなく、それを支える社会的実態があったことを強調した¹⁾。その社会的実態として、当時全国25地区で存在が確認されていた「定礼」、農村更生運動の一環として展開した産業組合の活動を挙げている²⁾。筆者は、岐阜県小鷹利村を事例として、国保組合設立までの経緯を検討したことがある³⁾。この検討では、早

期に国保組合が設立に至った要因として、村民の医療提供要求に応じて展開した医療利用組合運動があったことをあきらかにした。また、医療利用組合運動の展開の前提として、産業組合拡充運動と農山漁村経済更生運動の展開によって、町村産業組合の村政への影響が大きくなっていったことを述べた⁴⁾。そのことは、従来の国保組合普及についての見方に修正を行う必要があることを示している。すなわち、戦時に国保制度が急速に普及した要因として、いわゆる国策によって国保制度の普及が図られたとみるだけでは不十分であるということである。国保制度普及時期の農村の社会経済関係を把握する際には、村民の医療要求に対応して展開した医療利用組合運動、さらには経済更生運動の展開時期に村政のヘゲモニーを握っていた町村産業組合の動向を把握しておく必要がある。しかしながら、それでも当該時期の農村の動向を把握したとみるのは不十分であるように思われる。すなわち、産業組合のこうした活動について、国保制度普及を支えた社会的実態としてみるならば、これとは反対に作用するような実態—具体的には国保組合加入率を下げるような村内対抗がなかったのかも確認しておく必要がある。

農村社会運動については、1928年の3・15事件やその後の左翼運動に対する弾圧の中で困難に陥り、さらに戦時下で農民組合が禁圧されることにより、農民運動が消滅していくという道説的理解があった。これに対して西田美昭は、昭和恐慌からの脱出過程である1930年代中葉には、小作争議件数が20年代のそれには及ばないにしても再び増加していることを指摘した⁵⁾。つまり、国家権力による弾圧があったとしても、そうした社会運動の全てが鎮静化されたわけではない。1938年からの急速な国民健康保険制度普及の歴史的性格を把握するには、昭和恐慌期前後の農村社会運動を視野にいれて、当該時期の農村の社会経済関係を検討しておく必要があるように思われる⁶⁾。本稿では、国保制度普及の前提条件を、医療利用組合運動、産業組合拡充運動、経済更生運動に加えて、1920年代末と1930年代初めに展開した小作争議の

帰結とその後の農村の经济社会関係の検討から、秋田県を事例として確認することを課題としたい。

2. 秋田県における国民健康保険制度の普及

まず、秋田県の1941年末までの国民健康保険(以下、国保)組合普及の全国における位置を確認しておきたい。国民健康保険法は、終戦までに二度の法改正を経ている。1938年からの国保組合は任意設立であり、これが強制設立、強制加入となったのは1942年からであった。組合設立に当たっては、国保法成立時には、組合の資格を有するものの3分の2の同意を得ることが求められたが、1942年にはこれが2分の1に緩和され、設立が容易になった。秋田県では、任意設立であった1942年までの国保組合設立数は23組合で、全国では32位であり、千葉、大分、茨城、愛知、奈良、福井などと同じ程度であった。また、戦前の国保法は、国保組合として普通組合、特別組合、代行組合の3種を認めていた。秋田県の1942年までの国保組合の内訳は、普通組合10、代行組合13であった。国保代行組合の割合についてみれば、それが100%の岩手よりも低率ではあったが、富山、奈良、静岡、新潟、栃木、和歌山と並ぶ50%以上のグループに属していた。

秋田県の国民健康保険制度普及に関する記録等は保管されておらず、国保普及がどのように計画され、進められたのかは不明の点が多い⁷⁾。そこで、まず『秋田県報』を資料として、1938年から45年までの秋田県における国民健康保険組合設立の経過を概観しておきたい(第1表)。まず、市部では秋田市が1945年、能代市が1944年に普通組合を設立している。また郡部では、1945年までに227町村中219町村に国保組合が設立された。そのうち61組合が代行組合で県全体では28%の割合である。これを郡別にみれば、河辺郡の11組合(91%)から、由利郡の1組合(3%)まで開きがある。中央値は25で、それ以上であったのは、河辺、南秋田、山本、鹿角郡である。このうち鹿角郡を除く上位3郡では、国保組合設立の動きが国保法

第二次改正以前の1941年までにあったことが確認できる。また、1941年までに設立された国保組合18組合中の11組合が、代行組合として設立された。すなわち、秋田県の1941年までの国保制度普及の実態を主として担っていたのは、産業組合による国保代行組合であったといえる。産業組合による医療事業のうち、広区単営医療利用組合は、一町村を単位とする医療利用組合に対して、郡市単位で組織され、その組織力によって病院等の医療施設を経営して医療提供の事業を行った。広区単営医療利用組合運動が広く県内に展開した地域は、主として岩手、青森、秋田の東北の一部三県であった。秋田県は、広区単営医療利用組合がほぼ全県内に普及したことで、医療利用組合運動展開した地域の一つであった。しかし、医療利用組合がほぼ全県内で展開したにも関わらず、郡市間で代行組合設立割合に大きな開きがあったことが確認できる。その意味で、秋田県においては、医療利用組合運動が国保制度普及の一つの前提条件になったということではできるが、広区単営医療利用組合運動の展開それ自体とは大きく関与していなかったと考えられる。

1945年までには96%の町村に国保組合が設立された。国保組合設立数の推移では、1942年から43年に国保組合設立のピークがあったことが確認できる。次に、国保法第二次改正以前の1941年までの設立状況に注目すると、そのピークは1941年であった。郡別にみれば、南秋田、仙北の各5組合、山本3組合から未設置の鹿角、山利郡など、設立の動きに秋田県内でも地域性があったことが確認できる。そこには、各郡、各町村の事情があったと考えられるが、このような地域性を生み出した各郡、各町村の事情のなかにこそ、国保制度普及の性格を探る鍵があるように思われる。しかし、各郡市の経済指標では、国保組合普及の早晚との関係を確認することはできない⁹⁾。そのため、国保制度普及当時の社会経済事情を探るには、さらに町村レベルに下りて検討する必要がある。

次に、1941年までの国保組合の普及に注目してみておきたい(第2表)。秋田県では、初年度に3組合に国保代行組合が設立された。筆者は、岐阜県における検討で、国保組合普及と経済更生運動の関わりを指摘したことがある⁹⁾。第3表には、秋田県における経済更生計画樹立の経過と特別助成村について示した。秋田県では、1938年までに

第1表 国民健康保険組合の設立経過

	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	累計	未設置町村数	市町村数	代行組合		指定組合数*
												数	割合	
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	-	1
能代市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	-	1
市部合計	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	-	2
鹿角郡	0	0	0	0	1	6	3	0	10	0	10	3	30%	1
北秋田郡	1	1	0	0	17	8	2	0	29	3	32	5	17%	4
山本郡	0	0	0	3	19	0	0	0	22	0	22	8	36%	1
南秋田郡	1	1	0	2	5	8	8	2	27	2	29	16	59%	1
河辺郡	1	0	0	1	5	3	2	0	12	2	14	11	91%	0
山利郡	0	0	0	0	6	23	2	0	31	0	31	1	3%	4
仙北郡	0	0	2	3	8	15	11	0	39	1	40	7	18%	4
平鹿郡	0	0	1	0	4	11	8	0	24	0	24	6	25%	5
雄勝郡	0	0	0	1	4	19	1	0	25	0	25	4	16%	4
郡部合計	3	2	3	10	69	93	37	2	219	8	227	61	28%	24

(出所) 秋田県『秋田県報』各年度版より作成。

注1) 国民健康保険法(昭和13年、法律60号)施行以降、1945年8月までを集計した。

注2) 山本郡八森村、岩館村は、合同で代行組合を設立。山本郡二ツ井村、荷上場村は合同で普通組合を設立。表中では便宜上、それぞれ組合数2、町村数2として表記している。

注3) 国民健康保険法第9条の普通組合および第54条代行組合の許可があった年次を設立年とした。

注4) 指定組合数*欄には、許可によって設立された後に指定を受けたもの、当初より指定組合として設立されたものを含む。

125町村で経済更生計画が樹立された。そのうち24%の30町村が1936年から41年までの間に特別助成村に指定された。第2表で確認できるように、1938年に設立された3組合がいずれも1936、37年の経済更生特別助成村であったことは偶然のことではない。すなわち、中心人物の存在か、あるいは財政的な面で国保組合設立が実現可能であることが期待されて、初年度の国保組合設立地の選定が行われたと考えられる¹⁰。

1939年には、一日市、阿仁合に普通組合が設立されている(第2表)。これら二つの町村には共通点がある。どちらも、1920年代から恐慌期にかけての小作争議で有名になった町村である。小作争議が続いている町村で国保組合への一定の加入率を得ることは難しいと考えられるが、争議が終結した町村で村内支配体制の再編成があったことが、国民健康保険組合設立の一つの要因となっているように思われる。次に、秋田県における小作争議

第2表 早期に設立された国民健康保険組合と農山漁村経済更生計画特別助成村

	1938	1939	1940	1941	代行組合
秋 田 市					
能 代 市					
鹿 角 郡					
北 秋 田 郡	○大阿仁	阿仁合			○大阿仁
山 本 郡				上岩川 下岩川 楡山	上岩川 下岩川
南 秋 田 郡	○脇本	一日市		天王 船越	○脇本 一日市 天王
河 辺 郡	○四ッ小屋			豊岩	○四ッ小屋 豊岩
由 利 郡					
仙 北 郡			強首 横堀	大沢郷 内小友 千屋	大沢郷 内小友 千屋
平 鹿 郡			榮		
雄 勝 郡				○三輪	
合 計	3	2	2	10	11

(出所) 国民健康保険組合設立年は「秋田県報」より作成。

農山漁村経済更生計画特別助成村は、農林省農政局「農山漁村更生特別助成村一覧昭和17年3月」。

注1) 表中には、国民健康保険組合が設立した町村名を年度ごとに記している。記載のないものは、当該年に国民健康保険組合設立がなかった郡市である。

注2) ○は、農山漁村特別助成村であることを示す。秋田県では特別助成村に、1936年から1941年まで合計30村が指定された。

第3表 農山漁村経済更生計画樹立町村数および特別助成村

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	合計	町村数	特別助成町村名
秋 田 市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
能 代 市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
鹿 角 郡	2	1	0	1	0	1	1	6	10	曙 ^①
北 秋 田 郡	4	5	1	1	1	1	4	17	32	大阿仁 ^② 上小阿仁 ^② 澤口 ^⑤
山 本 郡	4	3	3	0	1	2	1	14	22	種梅 ^① 富根 ^④
南 秋 田 郡	4	4	1	0	1	2	4	16	29	脇本 ^① 上新城 ^② 富津内 ^③ 大川 ^③ 上井河 ^③
河 辺 郡	2	1	0	1	1	1	1	7	14	四ッ小屋 ^① 種平 ^③ 下北出 ^④
由 利 郡	3	5	1	2	2	3	1	17	31	亀田 ^② 小出 ^② 北内越 ^③
仙 北 郡	5	4	2	1	2	1	4	19	40	横堀 ^② 千屋 ^② 土川 ^② 中川 ^②
平 鹿 郡	3	4	1	2	1	1	1	13	24	里見 ^① 沼館 ^③ 阿気 ^④ 福地 ^⑤
雄 勝 郡	3	3	0	3	1	3	3	16	25	田代 ^① 三輪 ^① 駒形 ^② 幡野 ^④ 明治 ^⑤
合 計	30	30	9	11	10	15	20	125	227	30

(出所) 「農山漁村経済更生運動資料集成7巻」柏書房、1985年の以下の頁より作成。

「農山漁村経済更生計画樹立町村名簿」1301頁。「農山漁村経済更生特別助成町村一覧」1336頁。

注1) 特別助成町村名簿の①②③④⑤⑥は、指定年度が昭和11、12、13、14、15、16年度であることを示す。

の動向を確認しておきたい。

3. 1920年代から1930年代の小作争議の動向

1930年代になると、小作争議発生件数からみた争議の中心は東日本地域に移った。東北諸県で、小作争議件数が著しい増加をみせるのは、1920年代後半から1930年代のことである(第4表)。小作争議、小作調停が早期のうちに多発した地域では、その件数のピークが1924-1930年であったのに対し、東北諸県では1932-1938年にピークとなった。1932-1938年には、秋田県は小作争議、小作調停件数が東北地方のみならず、全国で最多となり、小作争議2,301件、小作調停2,003件を数えた。

この時期の小作争議の動向には恐慌の影響がある。昭和恐慌によって、農業生産価額は長期にわたり縮小したまま、それ以前の水準まで回復することがなかった。1931年から44年まで米価は低迷を続けた。農業恐慌の深刻化のなかで、1930年の豊作の後、31年には冷水害による凶作、32年の旱害による不作に続いて、33年には大豊作による米価の惨落があり、34年には東北地方は冷害にみま

われた。こうした農村の疲弊の解決を、政治革新によって強行しようとする動きがあらわれ、1936年には2・26事件が起きた。秋田県の生産価額は、1929年で農産物が42%を占め、工産物、鉱産物、林産物で残りの約半分を担っていた¹¹⁾。そのため、1930年の米価の下落による打撃は大きく、恐慌からの回復過程の一般的特徴を象徴的にみることができる。すなわち、鉱産物、林産物の生産額が1934年には29年水準まで回復するのに対し、農産物価額は37年まで回復が遅延し、総生産価額では35年に回復をみている。

秋田県では、1920年代後半から小作争議が急増し、1930年代には、全国1、2位の争議多発地帯となった。1926年に発生した前田村争議は、その激しさと全国的にも知られている¹²⁾。北秋田郡前田村の地主庄司家に対し、前田村、米内沢町、阿仁合町の小作人が阿仁部農民同盟組合を結成し、小作料値上げ拒否の決議を行い、その後、法廷での争いへ発展していった¹³⁾。1928年の一日市争議では、日農一日市支部の争議団大会で検挙者を出し、閉会後には、3百余名が五条目署へ釈放要求のために押し寄せる事件が起こった¹⁴⁾。農民の動きの活発化に対し、これに対抗する弾圧の動きも強まってくる。1929年末からの南秋田郡下井河争議は、10ヶ月の争議期間中に、地主に対する暴力行為等で7名が送検され、学童24名が同盟休校、地主側息子の自殺などの犠牲の上に、ようやく和解調停解決となった¹⁵⁾。同県の小作争議は、この時期に激化して騒擾状態となっていた。

以下では、地主-小作間の対立が激しく、それが長期に及んだことで知られる小作争議-前田争議にも関わっていたにもかかわらず、国保法施行の翌1939年の早い時期に国保組合を設立した阿仁合町の事例について検討しておきたい。

4. 北秋田郡阿仁合町の場合

(1) 阿仁合町国民健康保険組合の設立

第5表には、北秋田郡における国保組合設立年度などを示した。国保法第二次改正以前に国保組

第4表 小作争議および小作調停件数

		小作争議			小作調停	
		1917-1923年	1924-1931年	1932-1938年	1924-1931年	1932-1938年
青	森	0	169	1,609	125	807
岩	手	1	16	271	1	90
宮	城	3	152	1,359	100	828
秋	田	12	756	2,301	590	2,003
山	形	8	705	1,999	481	1,204
福	島	6	173	1,798	56	592
新	潟	92	1,027	1,246	5,442	3,451
静	岡	163	210	199	106	164
愛	知	693	469	459	246	21
三	重	104	829	1,240	870	444
滋	賀	67	234	624	56	180
京	都	60	769	495	352	172
大	阪	719	1,699	962	470	536
兵	庫	1,375	1,570	911	877	463
奈	良	69	634	722	301	144
和	歌	222	378	411	466	388

(出所) 農林省「小作年報」各年度版より計算して作成。
注) 1936、37年の小作調停件数は不明。

合が設立されたのは、1938年の大阿仁村、1939年の阿仁合町で、それ以外の町村では第二次改正以降に設立されている。

阿仁合町(現北秋田市)には1939年に国保普通組合が設立され、同年に国民健康保険診療所が開設された¹⁶⁾。国保法が施行された年の12月から社会課長であった高見三郎の在任中には、一日市国保代行組合と阿仁合町国保普通組合設立が決まった。阿仁合町の国保組合設立について、高見は次のような証言をしている¹⁷⁾。「話は聞いてくれるが、食わず嫌いともいうのかなかなかわかってくれない。もっとも無理のない話で、保険という新しい行政には本当のところ馴染めなかったのに加えて任意設立であったことも手伝って、理事者の腰はなかなか重かった」。

しかし、この証言は当を得たものであろうか。阿仁合町に隣接する大阿仁村では、国保施行初年度に国保代行組合設立が設立されている。同じ阿仁部地区にある大阿仁村のことを¹⁸⁾、阿仁合町の

住民は知らないわけではなかった。阿仁合町は、秋田県下でも大規模な小作争議の行われたことで、全国的にも有名となった前田村と、国保組合が早期に設立された大阿仁村の中間に位置した。そして、前田村小作争議とも深い関わりがあった。また、阿仁合町には、1936年9月に開業した在来線の駅があったことから、住民らの往来がなかったわけではない。むしろ、「腰がなかなか重かった」のにも関わらず、それでも秋田県内では早期の5番目に国保組合が設立されていることに注目したい¹⁹⁾。

阿仁合町に隣接する大阿仁村は、1937年4月に荒瀬村を改称して発足した。大阿仁村の産業組合は、佐藤時治村長によって、阿仁合信用購買販売組合から分離して、大阿仁信用購買販売利用組合として設立された²⁰⁾。同村は、1933年に経済更生計画を樹立し、37年には特別助成村に指定される。大阿仁村では、この助成金を資金として診療所を建設し、4月には村医を設置して開設したことが確

第5表 北秋田郡・町村別農業構造、産業組合加入率(1938年)

町村名	国保組合 設立年度	反収(石)	1戸当米生 産価額(円)	1939年産組 加入率(%)	町村名	国保組合 設立年度	反収(石)	1戸当米生 産価額(円)	1939年産組 加入率(%)
鷹 巣	1943	1.695	83	62	大 葛	1943	1.459	163	66
栄	○1942	2.129	625	65	東 館	1942	1.694	456	81
坊 沢	1942	2.293	694	92	西 館	1942	1.816	676	70
七 座	1942	1.775	405	64	二 井 田	1942	2.160	1,016	50
綴 子	1942	2.021	684	55	真 中	1942	1.972	746	—
早 口	1942	1.600	354	54	沢 口	○1942	1.538	479	76
山 瀬	1943	1.849	509	54	七 日 市	1942	1.555	417	64
下 川 沿	1942	1.973	561	69	米 内 沢	1943	1.371	229	81
上 川 沿	1942	2.219	672	72	上 大 野	未設置	1.645	458	15
大 館	未設置	2.026	73	29	下 大 野	○1943	1.810	404	90
長 木	1942	1.689	287	57	落 合	○1942	1.910	395	74
積 迦 内	1943	1.118	394	41	下 小 阿 仁	1942	1.609	405	92
花 岡	1942	2.022	131	19	上 小 阿 仁	1943	1.942	559	130
矢 立	1942	1.663	301	48	前 田	1944	1.718	603	66
扇 田	1944	1.678	97	56	阿 仁 合	1939	1.191	117	55
十 二 所	1944	1.92	314	41	大 阿 仁	○1938	1.234	237	76
					郡 平 均	—	1.769	335	56

(出所)「秋田県統計書」各年度版および秋田県「産業組合要覧」各年度版より作成。
 注1) □は、国保法第二次改正以前に国保組合が設立された町村。
 注2) 代行組合は、設立年度に○をつけた。
 注3) 網掛けは、北秋田郡のデータの中央値より高いもの。
 注4) 1939年産業組合加入率は、産組組合員の1935年同勢調査による総戸数に対する割合。
 単営組合および醸・生糸、畜産物、電気のみを扱う組合、水道組合、鉱山組合、耕作組合は除外。
 大館、扇田、米内沢、下小阿仁は部落組合2組合以上の合計。

認できる²⁰。産業組合が国保代行組合を設立するには、医療施設を有する必要があった。大阿仁産業組合の医療事業開始年月に注意すれば、それが国保制度実施に向けたものであったことがわかる。大阿仁産業組合は、国保法施行の1938年7月に医療事業を開始し²¹、同年11月に許可を得て国保代行事業を開始した²⁰。

(2) 阿仁合町の位置と特徴

戦後1955年には、大阿仁村と阿仁合町が合併して阿仁町となった。合併前の大阿仁村が純農村であるのに対し、阿仁合町は鉱工業を中心とする町であった。

阿仁合町は、大正期から昭和初期にかけて戸数、人口の減少が著しく、1935年には戸数695戸、人口4,008人の規模であった(第6表)。人口の減少は男女ともにみられるが、特に女子の人口減少が著しい。おそらく景気の悪化に伴い、収入源の確保のために出稼ぎ労働者として移動したものとみられる。1929年の職業別戸数は、鉱業350戸ⁱ、農業165戸、商業90戸、工業30戸、官公吏30戸、その他105戸であった²⁰。

阿仁合町の農地所有規模は1戸平均6反歩、大阿仁村は1町歩であったが、いずれも反当り収量が、県平均の6割から、多いときでも8割に過ぎなかった。阿仁合町は全域の8割以上を山林に覆われており、米作を行うには水利の改善と農耕地の整備などが必要であった。1929年には耕作地306.1町歩のうち51%が田であったが、戦後農地改革後の1950年までには、耕作地269.3町歩中71%、192.5町歩へと田の割合を増加させている²⁵。1938年には米の作付面積の増加が認められるが、反当り収量は県、郡平均よりも著しく低く、農業経営は厳しかったと考えられる(第7表)。

阿仁合町には経済更生計画が樹立されたことが確認されず、更生計画特別助成金を得ることもなかった。しかし、阿仁合町も、農業恐慌の影響が大きかったことには変わりがなかった。1923年の阿仁合町の生産額は、林産業56%、鉱産業30%、農産業9%、工業4%、畜産業1%で、林業と鉱産業に依存していた²⁶。1931年には、阿仁銅山

が休山したことで、阿仁部地区の住民は農業に立ち返ることになった。1930年の国勢調査では、失業者17名と報告されているが、休山による失業者

第6表 人口と戸数(北秋田郡阿仁合町)

年	戸数	人口	男	女
1924	793	4,577	2,347	2,550
1930	752	4,286	2,113	2,173
1935	695	4,008	2,050	1,958

(出所)秋田県「秋田県統計書」。

第7表 米作付面積および収量(北秋田郡阿仁合町)

年	阿仁合町				大阿仁村	前田村
	作付面積(町)	収量(石)	高(円)	米価額(円)	反当収量	反当収量
1924	143.1	2,621	100,256	1,832	1,755	1,477
1925	142.7	2,099	74,047	1,471	1,728	1,587
1926	-	1,698	-	-	-	-
1927	149.3	1,843	55,772	1,234	1,535	1,445
1928	154.4	2,301	62,988	1,490	1,566	1,682
1929	153.5	1,998	50,356	1,302	1,479	1,496
1930	167.2	2,470	49,886	1,477	1,509	1,453
1931	167.1	1,435	21,664	0,859	1,066	1,262
1932	165.4	2,286	43,594	1,382	1,125	1,708
1933	155.4	1,742	36,933	1,121	1,646	1,502
1935	146.1	960	26,069	0,657	0,978	1,275
1938	205.5	2,447	81,257	1,190	1,234	1,718

(出所)秋田県「秋田県統計書」。

第8表 阿仁鉱山の産出規模の推移(従業員数および鉱産額)

年	坑内		坑外		職員		坑夫合計*		鉱産額		
	男	女	男	女	男	女	男	女	銅(t)	金(kg)	銀(t)
1935	141	3	115	50	21	12	256	50	-	173	2
1936	196	3	114	53	20	-	310	53	-	-	-
1937	194	5	111	55	19	-	305	55	-	-	-
1938	201	5	127	76	20	-	328	76	-	-	-
1939	173	2	160	232	30	-	333	232	-	-	-
1940	203	3	199	211	36	-	402	214	-	248.2	17
1941	202	-	189	112	41	-	391	115	-	-	-
1942	184	-	140	120	46	-	324	125	-	-	-
1943	271	-	206	144	50	-	477	149	-	-	-
1944	406	-	228	145	53	-	634	147	-	-	-
1945	232	-	219	224	48	-	451	227	-	-	-
1946	104	-	127	119	41	-	231	119	-	-	-
1947	53	-	97	14	39	-	150	14	-	-	-
1948	48	-	76	24	27	-	124	24	-	-	-
1949	72	-	78	33	26	-	150	33	-	-	-

(出所)王藤山四郎「阿仁合町郷土誌」同、1962年、95-98頁。

注1) 従業員数は、古川阿仁工業調査による銅山従業員数。1935年以前は不明。
坑夫合計*は、坑内夫、坑外夫の合計。

は、これにカウントされていない²⁷⁾。1929年の鉱業戸数350戸にまで坑夫数が増加するのは、1940年以降のことであった(第8表)。

(3) 前田村小作争議

阿仁合町と隣接する前田村では、地主による小作料値上げを端緒とする土地返還争議が起こった。この争議は、動員数が多いこと、5年もの長期間にわたったことで広く知られている。

地主庄司兵衛は、居村である前田村ほか6ヶ町村に田342町歩、畑44町歩、宅地26,300坪を所有し、小作人が740人と、県内有数の巨大地主であった²⁸⁾。前田村小作争議は、1925年5月に地主庄司が小作条件改定を発表し、これに対して、前田村、米内沢町、阿仁合町の小作人が阿仁部農民同盟組合を結成して反対をしたことに始まる²⁹⁾。11月には、小作人側は、米内沢町で講演会を開催し、150名の小作人が参集した。また、前田村で開催された農民同盟主催の講演会では不納同盟が決議された³⁰⁾。翌1926年3月には、農民組合の小作人120名の代表が³¹⁾、小作料の交渉の会見を地主側に申入れたが³²⁾、地主はこれを拒んだ³³⁾。小作人側は、5月には、2日間にわたり、前田村、阿仁合町で演説会を開催し、1日目には約100名、2日目には約400名内外の聴衆が参集した³⁴⁾。こうした小作人の結果は、阿仁部地区の中小地主にとっても脅威となった。演説会と同様10月には、阿仁合町長宮越惣兵衛、前田村長佐藤直蔵、荒瀬村長佐藤忠俊らが農林省に次のような陳情を行った。

「日本農民組合の運動は悪辣にして地主を脅迫し、地価は低下し、地主は土地を売却すること能はず、銀行の金融も止み、中小地主は最も困惑す」。「庄司氏の争議の影響が各方面に波及し・・・県下一般に及ぼんとす」。「小作立法に際しては小作人の事情のみならず地主の窮状を充分調査の上立法せられむことを望む」³⁵⁾。

庄司家では、1927年春に小作料請求・土地返還要求の訴訟を起し³⁶⁾、小作料請求事件の第一次調停は地主側勝訴の結果となった³⁷⁾。この裁判で勢いを得た地主側では、組合側の小作人に対して立毛差押え、立入禁止の仮処分を行った³⁸⁾。1928

年11月には県西田小作官の勧めにより、小作人側が秋田地方裁判所に調停を申し立てるが³⁹⁾、調停は決裂し解決の見通しが立たなかった⁴⁰⁾。1929年7月の未納小作料請求事件の第二審法廷判決は地主側の勝訴となり、地主側の相次ぐ有利な展開のもとで、農民組合を脱退する組合員が続出するようになった⁴¹⁾。地主側は、法廷戦を継続する一方で、経済戦に出て恩恵的条件を提示するなどして組合の切り崩しを策謀し、小作人の中には組合を脱会して個人的解決を為すものがあり、その数は62名、関係耕作地は30町歩となった⁴²⁾。一方、こうした組合切り崩しに対して、憤慨した組合幹部が地主側の使用人に暴行を加える事件や⁴³⁾、組合員が警察官に傷害を加える事件が発生した⁴⁴⁾。

争議は5年間の長期間に及び、争議に動員された小作人は地主庄司家との間の争議だけでも312名を数えた。調停条項では、小作慣行は従来の通りとなり、小作料は協議によって修正され、また不作時の毛引きについては、調停委員2名の立会いの上で協議することなど、協調的なものとなった⁴⁵⁾。

1934年10月には、同じ前田村で刈取稲假差押執行事件が起こり、争議期間は1年以上に及んだが、県特高課長の斡旋によって裁判所での和解申立が行われ、和解裁判が成立した⁴⁶⁾。1938年7月には、農民運動に対する権力による弾圧が強まる中で前田村小作争議を支援した全農阿仁地区支部は解散し、協調組合が設立される⁴⁷⁾。こうした小作争議の帰結としての協調組合の設立は、地主小作間の階級対立を調整する機能を果たしたとはいえ、組合長、役員構成をみて相対的には地主的であった⁴⁸⁾。県特高課は、翌1939年には小作争議が462件発生したが、農村警察官の苦心も秘められて全て解決したと発表した⁴⁹⁾。

(4) 前田村小作争議後の阿仁合町の村政と国民健康保険組合の設立の条件

東北地方は、大規模地主が多かったことで知られる。秋田県では、1924年で50町歩以上の地主が212名存在し、24,218町歩の土地を所有していた⁵⁰⁾。阿仁合町農会会長の宮越惣兵衛は⁵¹⁾、郡内でも政

治力をもっており、北秋田郡農会議員も兼務していた。宮越は、北秋田郡内2町村に田100町、畑25町、小作人130戸を所有する大地主であった⁴⁹。第9表の在村地主の動向で確認できるように、争議は地主制の後退を背景としていた。また地主宮越自身も、この時期に土地所有規模を減少させている⁵⁰。したがって、前田村争議で1926年に行われた町村長からの農林省への陳情は、中小地主の声でもあっただろうが、宮越自信の声でもあった。陳情を行った阿仁部地区の町村では、永小作という小作慣行が採られていた⁵¹。前田村と比較すれば阿仁合町は米作に適しておらず、反当り収量も低かった。前田村小作争議は、1反歩2斗5勺ないし7斗5合の小作料を、平均7斗5升到値上げしようとしたことに端を発している。これに対し、阿仁合町宮越惣兵衛の田地では5斗の小作料であった⁵²。争議の行方は、阿仁合町の地主宮越には無視できないものであったはずである⁵³。1929年11月には、農林省に陳情を行った町村長らが争議の当事者と会見して和解を勧めたが、双方の態度は強固のままで、町村長らの斡旋も誠意をもって迎えられなかった⁵⁴。和解を斡旋した町長の一人には宮越がいた。一方、小作側の幹部には阿仁合町の小作人が名を連ねていたこと、争議事務所が設置されていたことなどの関与が確認できる。

政府は、農民運動による社会統合の危機を回避するために権力による弾圧を行い、一方で経済更生運動を進めた⁵⁵。政府だけではなく、地主による村落支配体制の下では、小作人、上中層農民との対立・抵抗が支配者の脅威となっていた⁵⁶。国民健康保険組合を設立するには、村民の一定の加入率を確保する必要があった。そのため、村民の

多数を占める小作層の一定の加入も必要としたはずである。阿仁合町とも関連していた前田村小作争議は、国保組合設立の時期にはすでに治まり、階級関係を調整する協調組合が設立され、いわゆる協調体制が確立していたことを確認した。

阿仁合町と大阿仁村を比較しながら、国保制度普及の前提条件を考察しておきたい。大阿仁では農業者が多く、産業組合加入率が76%と高かった。これに対し、阿仁合町には健康保険に加入適用の鉱工業労働者がおり⁵⁷、農業者が少なかったこともあって産業組合加入率が55%と低かった⁵⁸。両村産業組合は秋田医療利用組合には加入していなかったが、大阿仁では産業組合青年連盟の活動が確認され、連盟によって保健共済施設計画が立てられていた。産青連の活動、保健共済施設計画は、村民の医療享受に対する機会や医療保険への期待の大きさが異なることの一つの結果であり、これらが国保普及の条件の一つとなっていると考えられる。また、大阿仁村は経済更生特別助成村に指定されて財源を得ることができ、診療所開設を行ったことが国民保組代行合設立への着手を早めた一つの要因となっていると考えられる。

阿仁合町は、前述したように大規模小作争議のあった前田村と隣接していた。前田村小作争議は、国保法施行までには解決をみたが、すでに確認したように、阿仁合町の町長、町民も大いにこの争議の行方に注目しており、またその影響が少なくとも数年はあったと思われる。また、隣接する大阿仁村で国保組合が設立されたことによって、阿仁合町の町長、町民の医療に対する意識を高めたと考えられないか。国保組合設立の早晩を決定した要因の一つとして、以上のような農民運動、経済更生運動に規定された当該時期の農村支配体制の動向を確認しておく必要がある。阿仁合町の場合には、隣接する村の動向が町政を担う支配層の決断を左右した。すなわち、地理的要因が関与したものと考える。

次に、秋田県内で1930年代の小作争議件数が多かった仙北郡の事例として、千屋村の事情を確認しておきたい。

第9表 北秋田郡阿仁合町の土地所有規模別戸数

	0.5町未満	1町未満	2町未満	3町未満	5町未満	10町未満	20町未満	50町未満	50町以上
1915年	26	32	19	6	2	4	3	3	2
1927年	*	*	3	6	0	6	4	1	1

(出所)「秋田県公民録大正4年」、「秋田県名鑑昭和2年」
 渋谷隆一「資産家地主総覧秋田編」日本図書センター、1995年より作成。

注) 大正8年地租額10円を約1町歩として計算。
 1927年の*1町歩未満は不明。

5. 仙北郡千屋村の場合

(1) 仙北郡における国民健康保険組合の設立

仙北郡は、国保法第二次改正までに国保組合が5組合設立された。1941年末までに関してもいえば、秋田県内では国保組合設立への着手が早期に行われた地域といえよう(第10表)。一方、秋田県内の小作調停件数をみれば、国保法施行前後の時期にも争議が多数起こっていたことが確認できる(第11表)。恐慌期には、小作争議件数からみた争議地の中心は東日本に移動した。秋田県内では平鹿、仙北郡を中心として、全県件数の7割強を占めた⁵⁸。村内で地主-小作間の対立が存在するなかで、国民健康保険組合が容易に設立されるとは考え難い。同郡では、1938、39年には国保組合が設立されず、最も早くは、1940年の横堀村、41年には大

沢郷村、千屋村、42年には高梨村、四ツ屋村、畑屋村で設立されている。これらの各村も小作争議とは無関係ではなかった。

(2) 農民組合の動揺と仙北郡千屋村小作争議

1931年8月に全国農民組合青年部秋田県連の幹部らが弾圧されたのを契機に⁶⁰、仙北郡支部の組合員を中心に、全農全国会議派に分出する動きがあった。1932年1月には、会議派の全農仙北支部協議会組合員200名が平鹿郡横手町の全農県連事務所を襲い、県連最高幹部排撃の行動に出るなど組合内部での抗争があった。その後、1932年10月の熱海事件後の11月には秋田県でも102名が検挙され、23名が送検されるという大規模な弾圧があった。この弾圧で全農秋田県連でも16名が起訴され、県連は一時休眠状態になり、南秋田、山本

第10表 仙北郡・町村別農業構造、産業組合加入率(1938年)

町村名	国保組合設立年度	反収(石)	1戸当米生産額(円)	1939年産組加入率(%)	町村名	国保組合設立年度	反収(石)	1戸当米生産額(円)	1939年産組加入率(%)
大曲	1943	1.794	172	74	神代	1943	1.547	584	48
花館	1942	2.421	337	39	生保内	1944	1.432	254	61
神宮寺	1943	1.846	535	67	田沢	1944	1.848	237	130
北楢岡	1943	1.560	913	92	楡木内	1944	1.392	275	26
刈和野	1942	1.791	139	132	西明寺	1943	1.720	583	61
峰吉川	1942	1.990	500	117	中川	1944	1.583	571	116
澁川	1942	1.496	755	75	雲沢	1943	0.965	392	32
荒川	1943	1.459	191	41	清水	1943	3.523	1,056	65
土川	1942	1.465	544	81	白岩	1943	0.977	476	73
大沢郷	○1941	1.614	564	84	豊川	○1943	1.129	731	79
強首	1940	1.700	815	63	豊岡	1944	1.722	457	67
南楢岡	1943	1.586	398	11	横沢	1943	2.676	633	39
内小友	1941	2.160	616	91	長信田	1944	1.731	376	87
外小友	1944	1.306	291	62	千屋	○1941	2.200	689	86
大川西根	1944	1.899	806	43	横堀	1940	3.497	1,164	130
藤木	1944	1.930	514	-	畑屋	○1942	1.314	647	71
高梨	○1942	1.603	787	256	六郷	1943	1.252	291	35
四ツ屋	○1942	2.087	678	44	飯詰	未設置	2.390	877	60
長野	1943	1.448	482	51	金沢西根	1943	3.067	976	154
角館	1944	1.622	52	22	金沢	1944	2.060	529	31
					郡平均		1.820	489	66

(出所)「秋田県統計書」各年度版および秋田県「産業組合要覧」各年度版。

注1) □は、国保法第二次改正以前に国保組合が設立された町村。

注2) 代行組合は、設立年度に○をつけた。

注3) 網掛けは、仙北郡のデータの中央値より高いもの。

注4) 1939年産業組合加入率は、産組組合員の1935年国勢調査による総戸数に対する割合。単営組合および繭・生糸、畜産物、電気、水道のみを扱う組合は除外。

大曲、刈和野、荒川、内小友、高梨、長野、角館、横沢、飯詰は部落組合2組合以上の合計。

第11表 小作調停件数による争議の地域性(秋田県)

年	調停申立 件数合計	地域別構成(%)								
		鹿角郡	北秋田郡	山本郡	南秋田郡	河辺郡	山利郡	平鹿郡	仙北郡	雄勝郡
1927	33 (34)	—	5	1	7	—	1	27	9	9
1928	54 (60)	—	—	1	4	—	1	48	24	15
1929	131 (132)	—	—	—	2	—	6	45	35	12
1930	52 (53)	—	1	—	3	—	—	45	39	8
1931	266 (269)	—	—	—	6	—	—	83	8	7
1932	173 (183)	—	—	1	18	1	3	53	25	5
1933	353 (351)	1	4	10	35	7	10	30	47	6
1934	405 (410)	—	22	23	61	15	11	26	42	4
1935	502 (502)	10	15	33	88	27	12	25	31	7
1936	747 (746)	10	16	72	105	10	5	31	38	7
1937	565 (564)	4	27	84	93	13	11	23	30	8
1938	382 (393)	5	24	13	63	6	3	31	38	6
1939	277 (286)	1	16	13	15	7	10	37	43	6
1940	? (333)	?	?	6	14	3	4	37	46	8
1941	? (321)									

(出所) 品部義博「小作調停にみる土地返還争議の諸相」
『土地制度史学』184号, 1976年, 38頁, 表3より引用。
注) 合計の()は「小作年報」の示す申立件数。

支部を中心とする執行委員会が県連再建と全県の統一の訴えを行うなど⁶¹, 農民組合内部に動揺がみられた。全農組合員中には, 内部抗争は全農運動の不振を招来する原因となる意識はあったが, 会議派幹部15名が襲撃事件で検挙されると, 会議派は分裂して, 1933年3月に秋田農民組合の結成式が横堀村で開催された⁶²。農民運動の弾圧が強まる1936年2・26事件後の4月には, 全農県連と秋田農民組合の合同大会が開催された⁶³。

仙北郡の小作争議は, 農民運動の権力による弾圧と農民組合の分裂の中で起こった。1931年1月17日の全農仙北支部協議会では, 内小友, 大曲, 四ツ屋, 長野, 横堀, 清水, 白岩, 神代, 生保内, 西明寺, 畑屋, 六郷, 千屋, 横沢, 金沢, 花館, 神宮寺, 強首, 大沢郷, 淀川の各支部において3割から6割の毛引き要求が行われていることが報告された⁶⁴。

1931年の千屋村小作争議は, 農民組合の組織的指導のもとで激烈を極めた。仙北郡千屋村, 横堀村では, 1928, 29年頃起工した耕地整理地区が32年中に工事を完成した。換地交付になると共に, 地主は, 契約による小作料値上げと増歩地小作料の徴収を企てた。これに対し, 小作人は従来の小

作料維持を主張し, 小作料を改定しようとして, 1931年の不作を理由に小作料の一時減額, 永久減額を求めた。争議数は3件, 関係耕作地は165町5反4畝17歩, 関係者は地主30名, 小作人244名におよぶ大規模なものとなった⁶⁵。

同年1月には, 小作人230名が大曲町ほかの地主45名に対して毛引要求等を行ったが, これに対して地主側が全ての毛引要求を拒絶すると回答した⁶⁶。さらに, 地主側は小作人の不納・滞納に対して, 土地強制取り上げの手段として土地の立入禁止を行った。4月には, 地主側が立入禁止した苗代に種子を蒔いて自作する構えをとる。これに対し, 小作人側では全農仙北支部組合員の支援を得て係争田地を共同耕作し, さらに地主宅を襲撃した。事件には警官が介入し, 全農仙北支部の指導者らが逮捕される事件へと発展した⁶⁷。地主側には「千屋勸農会」の応援を, 小作人側は農民組合の応援を得て, これを背景に鋭く対立した⁶⁸。

平鹿, 仙北郡で起こった毛引要求の争議は, 何等の解決の方向性も得られずに1932年度を経過した⁶⁹。同年6月の『社会運動通信』は, 千屋村小作争議について, 次のように伝えている⁷⁰。地主坂本龍太郎対11名の小作人による小作争議では, 地

主側が先手を打って動産の差し押さえを行ったために、小作側の情勢が悪化していた。その後、全農側の指導者らが無罪となって出獄すると、陣容を立て直して組織強化をはかり、再び争議が盛り返した。地主側は差し押さえた動産を競売にかけた。しかし、坂本家が当村地主で農会評議員であった皆川⁷⁷との間の争議中に傍観的態度をとっていたために、坂本家には地主側の応援がなく、組合側では11名の外にも争議を拡大しようとする動きが見られる時期があった。坂本家との争議は、小作人11名中の2名は示談となって解決した。また、これ以外の争議については、裁判所の調停となつて、地主の土地取り上げは実現をみなかった⁷⁸。

千屋村の小作争議は、地主对小作の関係だけではなく、組織対組織の間の闘争となった。争議に関与した不在・在村地主、小作人の人数の多さ、また、争議の経過中で、地主間には分裂が、小作側では逮捕者が出るなど、村政、村内組織への影響は看過できないものであったと推察される。

(3) 千屋村の位置と特徴

仙北郡千屋村(現仙北郡美郷町)は発達した扇状地にあり、戦後の土地改良によって、現在では豊かな土壤に恵まれて県内でも有数の穀倉地帯となっている。同村では、1934年に経済更生計画が樹立され、37年には特別助成村指定された。1937年には部落数7、総戸数883戸で、35年の人口は5,377人であった。そのうち、農家戸数は762戸で91%を占め、林業5戸、商工業31戸、その他85戸と、その大部分が農業に従事していた。生産額は、主として農産物生産(539,278円、うち繭生産6,499円、林産物36,765円)からの収入に依存し、その他の収入は僅かで、工産物5,170円、畜産物7,078円、その他1,250円であった。農業団体では、産業組合が1937年に組合員数666人(加入率81%)で、39年には農家戸数に匹敵する763戸(86%)が加入していた。また、農会の事業費は2,608円の規模で、技術員を有していた⁷⁹。

農家の自小作別戸数は、自作107戸(14%)、自小作398戸(52%)、小作257戸(34%)であった⁷⁴。第12

表では、大正期から昭和初期にかけて地主の土地所有規模が減少する一方で、2町歩以上20町歩未満の階層が増加し、1町歩以上2町歩未満の階層が減少していることが確認できる⁷⁵。以上のことは、この時期に地主制の衰退があり、その一方では小地主階層の増加があったことを示している。1924年には、千屋村の地主坂本龍太郎は、千屋村内に田154町、畑23町、小作人235戸の耕作地を所有した⁷⁶。また、37年の小作数との対照では、村内の大部分の小作農民が坂本家を地主としていたと考えられる。坂本は醸造会社、倉庫業などを経営していたが、この時期の地主制の後退の中でも、土地所有規模を1915年の29町歩から、1927年には157町歩に増加させている⁷⁷。他方、1934年には耕作地のうち田地では85%、畑地では87%が自村民有地であった⁷⁸。以上、土地所有規模の推移からみた千屋村の特徴として、在村大地主坂本と中小地主層および自小作上層の分厚い存在が確認できる。また、一方で小作農も分厚い層をなしていた。

1931年の小作争議の後には耕作地所有の移動があった。これに関連して、『地方別小作争議概要』は、争議の発生によって銀行金融機関が債権取立てのため競売にかけたために土地価格が極端に低下し、小作権の移動を誘発したと報告している⁷⁹。1931年と32年の比較では、自村民有地の移動は確認できない。しかし、1934年との比較では、自村民有地は、田地で771反(8%)、畑地で159反(5%)の減少が認められる⁸⁰。争議の調停の結果は、一部示談、ほかは地主の土地取り上げは認められなかったことにみれば地主敗北のように見える。また、土地所有の移動は地主制の後退があったことを示している。以上のような地主支配の村内構造

第12表 仙北郡千屋村の土地所有規模別戸数

	0.5町未満	1町未満	2町未満	3町未満	5町未満	10町未満	20町未満	50町未満	50町以上
1915年	49	62	71	34	29	8	7	5	1
1927年	*	*	26	41	30	20	13	3	1

(出所)「秋田県公民録大正4年」、「秋田県名鑑昭和2年」渋谷隆一「資産家地主総覧秋田編」日本図書センター、1995年より作成。
注) 大正8年地租額10円を約1町歩として計算。
注) 1927年の*1町歩未満は不明。

は、村政、農業にどのような影響があったのか。

1927年には、在村大地主の坂本が水利用組合管理者、村長、仙北販売組合理事、仙北郡教育会会長、仙北郡連合青年団副団長、村会議員、郡農会議員、村農会長など、郡内、村内の要職を兼務していた。さらに、村会議員、助役も地主層によって占められていた⁸⁰。1931年に起こった地主対小作の対立が村内の組織的な対立であったことから、おそらく村内組織は動揺したはずで、争議が終結したからといって直ちにそれが修復されたとは考えられない。

(4) 千屋村の村内組織

千屋村の農会組織は、1894年創設の千屋青年会、1900年創設の千屋農会、1902年創設の千屋勸農会から成っていた。農会は、年2回の総会を開催していた。このうち、千屋青年会は政治思想発達への意図があり、また勸農会は、改良農法などを目的としていた⁸²。3つの農会組織の初代会長は坂本理一郎で、1918年から32年までは坂本龍太郎が務めていた⁸³。

1927年には産業組合が設立され、事務所は千屋村役場に置かれた⁸⁴。設立時には、坂本家が主に出資して事業を開始し、初代組合長は村長の坂本龍太郎、専務は坂本喜之七、書記に戸沢貞之助が就任してスタートした。当初は、預金貸付の信用事業のみで事業を開始し⁸⁵、1931年より購買事業、1934年に農業倉庫を新築して農業倉庫事業—販売事業・利用事業を開始した。以上に確認した産業組合の三役はいずれも在村地主である。1932年まで産業組合長を務めた坂本龍太郎は、千屋村小作争議の翌1932年から坂本喜之七と交代し⁸⁶、39年にも坂本喜之七が組合長を務めた⁸⁷。

産業組合青年連盟千屋支部は、1934年9月に盟友23名で設立された⁸⁸。37年8月には盟友15名が岩手県方面へ3日間の視察を行った。「秋田の産業組合」誌は、この旅費が産業組合によって工面されたとしている⁸⁹。千屋村産業組合は、1937年には事業成績が優秀であり、組合員訓練の徹底するところにおいて模範とされ、産業組合秋田支会の表

彰組合となった⁹⁰。産青連は、結成以来、例月組合座談会を開催し、組合事業に対する批判研究、時事問題に対する討論、農事に関する意見の交換、盟友の実生活に関する報告懇談を交わした⁹¹。産青連、農会の千屋青年会は、千屋村の青年が農村問題、社会問題について討論する場となっていたと思われる。しかし、産青連、千屋青年会のどちらも、地主による村支配の配下にあった。さらに、1941年2月には国家権力による思想統制のなかで、これらも産青連、農会の青年会と共に解散した⁹²。

以上に、千屋村の村内組織を検討してきた。小作争議の翌年に、産業組合長が交代したことが小作争議と関係しているかは不明である。1932年3月には、坂本龍太郎が村長、農会長からも退任し、任期を終えた33年3月には、村会議員も退任していることが確認できる⁹³。しかし、後任の坂本喜之七は産業組合専務時代には、村助役であったことから単なる引退と昇進とみることもできる。いずれにしても、後継の産業組合長、村長も在村地主であったことには変わりがなく、これをもって村支配の構造が変化したとは言い難い。

(5) 千屋村の経済更生計画と国民健康保険組合設立の条件

千屋村の国保組合設立は、1937年に経済更生特別助成村に指定されたことが契機となっていると思われる。特別助成村に指定されると、千屋村産業組合は第二号倉庫、直営共同作業場、薬工品倉庫、店舗、支庫4箇所、木炭倉庫1棟を建築した⁹⁴。また部落実行組合には、各々共同作業場、養蚕実行組合では稚蚕共同飼育所が設置された。さらに、村内に診療所が設置された⁹⁵。同村は、1936年には秋田県知事より優良産業組合として表彰を受け、さらに39年には産業組合中央会より表彰される⁹⁶。当村では、経済更生計画実行費として、助成対象外の事業と合せて52,563円が支出された⁹⁷。そのうち、7,402円3銭が診療所設置に当てられた。また、千屋村産業組合がかねてから力を注いでいた組合員訓練を引き継いで、中堅人物訓練所に2,621円29銭が投じられた。特別助成村指定当

時の中心人物としては、産組組合長兼農会収入役の坂本喜之七、農会長は高橋与七郎、小学校長は加藤角助が挙げられている⁹⁸⁾。

1938年の国民健康保険法では、代行組合設立の条件として医療施設を有することが定められていた。これに関連して、『秋田県医療利用組合運動史』には次のような証言がある⁹⁹⁾。秋田県内では、町村産業組合が単独で医療事業を営んだところはないが、これに似たようなものとして千屋診療所があり、診療所は村の所有であった。仙北医療組合病院診療所としたり、村の診療所としたり、何度も看板を架け替えていた。以上の証言から、千屋村では産業組合によって国民健康保険代行業が行われたが、「看板」を替えて代行許可を得たものと推測される。すなわち、千屋村産業組合は、特別助成金を資金として、1938年11月5日に開設した村の千屋診療所¹⁰⁰⁾の「看板」を産業組合の「看板」に架け替えることによって、国保代行組合の許可を得たと考えられる。

経済更生特別助成村となって以来、千屋村は「模範村」として名を挙げていく。1943年には標準村としての指定と助成を得た。その中心人物として、翼賛壮年団長が注目されていた¹⁰¹⁾。千屋村で農村問題、社会問題への矛盾への対抗が確認できたのは、小作争議があった1931年頃までであった。また、1942年2月までは、農会の青年会、産青連の活動が確認できる。当村では、1941年6月に国保代行組合が設立されたが、これを村民の声を吸い上げた動きとしてみることは難しい。いずれにしても、当村では国保組合設立の画期、あるいは前提条件として、経済更生特別助成村に指定されたこと、助成金を資金として診療所を設置したことが挙げられる。また、経済更生運動については、農村恐慌からの復興の一助になることもあったとはいえ、一方では、総力戦体制形成の基盤の一つになったことも指摘しておく必要がある。さらに言えば、千屋村にみるような在村地主層による農業団体の支配、村政支配が総力戦体制形成をより推進したといえよう。

まとめ

本稿では、国保制度普及の前提条件を、1920年代末と1930年代初めに展開した小作争議の帰結と、その後の農村の経済社会関係の検討を手がかりに確認してきた。その結果、戦時国保制度の普及の前提条件として次の二点を挙げることができる。

第一に、国保組合設立には一定の加入率を確保する必要があったことから、村内に対抗・対立がないことが国保制度普及の一つの前提条件となっていると考えられる。本稿で検討した町村では、国保組合設立当時には小作争議がなく、村政を担う人物を中心としてまとめ、対抗・対立関係が確認されなかった。北秋田郡阿仁合町は前田村小作争議との関わりが深かったが、同争議は1930年に協調的な調停条項によって終結し、また争議を支援した農民組合支部は解散して協調組合が設立された。仙北郡千屋村では1931年に小作争議があり、一時は地主対小作だけではなく、農業団体を巻き込む組織対組織の対立になった。争議後には在村地主で村政を担っていた人物の交代があったが、その後の村政も在村地主によって担われていたことには変わりない。また、経済更生特別助成村、標準村に指定されたことから、村内には対立・対抗関係がなく、安定した村政であったと考えられる。

第二に、経済更生運動との関係について、経済更生特別助成金を資金として医療施設を設けたことが国民健康保険代行組合設立の前提条件となっていることである。1938年の国民健康保険法は、国民健康保険代行組合の設立条件として、医療施設を有する町村産業組合であることをあげた。農山漁村経済更生計画では、1936年以降、特別助成村に多額の事業資金が厚生特別助成金として支給されたことが知られている。国保組合設立に当たっても助成金が支給されたが、更生特別助成金でも保健施設への使途も助成の対象となっていた。千屋村の検討では、国保代行組合設立の条件をクリアするために、経済更生特別助成金を財源として医療施設を設けていたことが確認された。第

13表には、秋田県で1937年度の特別助成村となった村の「経済更生計画実行費調」の一部を示した。本稿では、このうち大阿仁村、千屋村について検討した。このほかにも、代行組合を設立した村では、南秋田郡上新城村が医療施設を設置していることが確認できる。普通組合を設立した仙北郡土川村では保健施設と診療所の経営に、雄勝郡駒形村では診療所建設に、特別助成金が支出されていることが確認できる。また、1938年に秋田県で設立された3組合は、いずれも1936、37年の経済更生特別助成村であったことを確認した。以上のこ

とは、経済更生特別助成が戦時下での医療・保健提供の財源となっていたことを示しており¹⁰²、その意味では経済更生特別助成金の交付が国保制度普及の一つの推進要因となったといえることができる。そのことは、こうした財源がなければ医療・保健を提供することが不可能であったことを示しているともいえる。特別助成村については、次のことも指摘しておく必要がある。それは、小作争議村が特別助成指定村とならなかったように¹⁰³、村内に対抗・対立のないことが前提となっているという意味で、小作争議の動向とも関係している。

第13表 昭和12年度 経済更生計画実行費

郡・町村	総戸数	農家割合	産業組合加入率	更生計画樹立年度	満州移民計画	医療施設・保健施設など(経費:円)	*所要経費計	国保組合設立年/種類
北秋田郡大阿仁村	(戸) 647	(%) 83	(%) 39	1933年(農林)	・毎年5戸以上の満州移民を目標	・健康相談講和年1回 ・小児・児童の保健施設(600) ・診療所建設・昭和12年4月より村医を設置し開設(300)	(円) 52,479	1938年 代行組合
仙北郡横堀村	577	84	90	1933年(農)	・過剰人口を満州移民で解決	・産婆共同利用 ・795名にトラホーム治療、寄生虫駆除、隔離病舎、住宅改善(4,280)	50,858	1940年 普通組合
仙北郡千屋村	883	86	81	1933年(農)	—	・診療施設設置(7,402)	52,563	1941年 代行組合
由利郡亀田村	643	48	80	1933年(農)	—	・託児所、貧困児童保健栄養改善、給食、医療給付 ・保健衛生施設改善による体位向上、伝染病隔離病舎充実、村産婆、トラホーム治療640戸(以上、計4,280)	135,646	1942年 普通組合
仙北郡土川村	459	90	97	1933年(農林)	—	・保健施設、診療所経営、出張医手当 ・無料診療券配布、トラホーム予防薬(以上、計1,229)	55,325	1942年 普通組合
北秋田郡上小阿仁村	871	67	100	1932年(林)	—	・衛生施設として児童の寄生虫、トラホーム駆除・予防(140)	57,324	1943年 普通組合
雄勝郡駒形村	561	84	52	1933年(農)	—	・診療所1棟50坪建設、嘱託医と村産婆各1名設置(2,580)	53,147	1943年 普通組合
由利郡小出村	343	75	99	1933年(農)	・満州移民30戸目標	—	43,734	1943年 普通組合
南秋田郡上新城村	380	77	88	1932年(農林)	—	・医療施設を小学校内に設置、村民及び虚弱児の診療(698)	43,734	1944年 代行組合

(出所)「昭和12年度経済更生特別助成村概況及経済更生計画実行費調」秋田県経済更生課「昭和12年度町村経済更生特別助成指令関係書類」より作成。

注1) *所要経費合計は経済更生計画実行所要経費の合計で、助成対象外経費を含む。

注2) 表の掲載順序は原資料による。

注3) 経済更生計画樹立年度は、「農山漁村経済更生計画樹立町村名簿」による。

注4) 経済更生計画樹立年度欄の()内は、農林山漁村の別。

注

- 1) 現在の社会保障制度全体の問題としてみると、社会保険－国民年金、国民健康保険の抱える未加入問題は看過することができない。そうした問題については、島崎が「今日の国保制度の本質的かつ最大の問題は、財政的な問題以前に保険集団としての均質性と保険システムとしての自立性を喪失しつつあることである」とし、保険集団論としてみた国民健康保険制度の形成過程をあきらかにすることの重要性について指摘した。島崎謙治「保険集団論からみた国民健康保険制度の沿革と課題」『国保新聞』1366号－1380号(13回連載)1994。
- 2) 前掲、「保険集団論からみた国民健康保険制度の沿革と課題」『国保新聞』1368, 1369号。
- 3) 拙稿「国民健康保険制度形成過程における医療利用組合運動の歴史的位置－岐阜県小鷹利村を事例として－」大原社会問題研究所「大原社会問題研究所雑誌」564号, 2005年11月。
- 4) 拙稿「産業組合と国民健康保険制度の普及－岐阜県を事例として－」『人間社会環境研究』13号, 金沢大学大学院人間社会環境研究科, 2007年3月。
- 5) 西田美昭「近代日本農民運動史研究」東京大学出版会, 1997年。
- 6) 岐阜県を事例とした拙稿では、小作争議のなかった地域で医療利用組合運動が展開し、小作争議が盛んに展開した地域では医療利用組合運動の展開がなかったことを指摘した。小作争議の動向に関わりなく、同県では農民の小商品生産が展開していたことが確認できる。しかし、直接には農業生産に関わることをない医療提供においては、村内に対立・対抗がある段階では、その意思が医療提供の方へ向かなかつたことを示している。前掲「産業組合と国民健康保険制度の普及－岐阜県を事例として－」。
- 7) 秋田県でも如何にして国保の普及を図るか検討が行われたはずであるが、主管課の記録、資料等は保存されていない。主管課の学務部社会課 松倉三郎、長沢善一郎、八富樫運吉課長によって制度普及計画が策定され、それに基づいて市町村と産業組合と意見を交換、折衝が重ねられた。秋田県国民健康保険団体連合会「秋田の国保三十年の歩み」同, 1971年, (以下、「秋田の国保」と略記) 197－198頁。
- 8) 秋田県の都市別の経済指標については、「秋田県統計書」各年度版および秋田県「産業組合要覧」。
- 9) 前掲「産業組合と国民健康保険制度の普及－岐阜県を事例として－」。
- 10) すでに検討した岐阜県の事例では、経済更生計画による村内支配体制の再編成が国保組合設立の一つの前提条件になっていることが確認された。
- 11) 秋田県「秋田県統計書」各年度版。
- 12) 秋田県の小作争議については以下を参照している。品部義博「1930年代小作争議の一特質－秋田県平鹿郡館合村争議を通して－」『歴史学研究』428号, 1976年。品部義博「小作調停にみる土地返還争議の諸相」『土地制度史学』91号, 1979年。野添憲治「秋田の農民運動」大内兵衛/社会主義協会「社会主義」474号, 2002年, 81－89頁。野添憲治・上田洋一「小作農民の証言－秋田の小作争議小史」あきた文庫, 1975年(以下「証言」と略記)。今野賢三「秋田県労農運動史」秋田県労農運動史刊行会, 1954年。
- 13) 小沢三千雄編「秋田県社会運動の百年－その人と年表－」, 1977年, 250頁(以下、「社会運動」と略記)。
- 14) 『社会運動』263－264頁。
- 15) 『社会運動』273頁。
- 16) 工藤由四郎「阿仁合町郷土誌」同, 1962年(以下「郷土誌」と略記), 141頁。
- 17) 前掲「秋田の国保」342頁。
- 18) 阿仁部は、明治22年町村制施行当時は、米内沢, 大野, 落合, 下小阿仁, 上小阿仁, 前田, 阿仁銅山, 荒瀬の各村からなった。阿仁部銅山村が後の阿仁合町, 大阿仁村「郷土誌」151頁。
- 19) 同様に興味ある事例は、前田村小作争議, 南秋田郡下井河小作争議と並んで秋田県の三大小作争議があり, 1939年に県内4番目に国保組合が設立された南秋田郡一日市町である。一日市町国保組合設立については機会を改めて検討することにしたい。
- 20) 阿仁町史編纂委員会「阿仁町史」1992年, 190, 304頁。
- 21) 「昭和12年度経済更生特別助成村概況及経済更生計画実行費調」秋田県経済更生課「昭和12年度町村経済更生計画助成指令関係書綴」(以下「昭和12年度書類綴」)。
- 22) 全国厚生連「協同組合を中心とする日本農民医療運動史前編：通史」385頁。
- 23) 秋田県「秋田県報」。
- 24) 秋田県「秋田県報」。
- 25) 工藤由四郎「阿仁合町郷土史」同, 1962年, 11－12頁。
- 26) 『郷土誌』111頁。
- 27) 秋田県「秋田県統計書」。
- 28) 「復刻版秋田県農地改革史」不二書房, 1990年(以下「改革史」), 275頁。
- 29) 農地制度資料集成編纂委員会「農地制度資料集成第2巻」御茶の水書房, 1969年(以下、「資料」)625頁。
- 30) 「資料」626, 650－651頁。
- 31) 「資料」651－652頁。
- 32) 「資料」627頁。
- 33) 「資料」656頁。
- 34) 「証言」39頁。
- 35) 「資料」652頁。
- 36) 「証言」39頁。
- 37) 「資料」653－654頁。
- 38) 農民組合は幹部会を開催して脱退防止の手段、争議対策を考究討議して法廷戦主義を放棄し、犠牲者を覚悟の上で闘争主義を採ることを決定した。また阿仁合町の佐藤運蔵自宅にあった争議事務所に指導者をおいた。「資料」660－662頁。争議事務所は、争議に当初から関与した組合代表佐藤運蔵の自宅に設置され、当初は佐藤の外に同町の小武海順治,

- 吉田国司, 北村義雄の3名が事務所に詰めていたが、これに可見が1名加わった。可見は後に1929年11月の地主傷害事件で自出した。以上は吉田の証言。「阿仁前田の農民同盟組合争議」『郷土誌』446-447頁。
- 39) 『資料』662-663頁。
- 40) 『資料』667-672頁。
- 41) 農民組員が争議応援中に、治安維持法違反事件で警察に出頭を求められたがこれに応じず、農民組員と警察が対立したために起こった事件。同事件では、騒擾罪で起訴されたもの22名、その他を合せて25名の刑事被告人を出した『資料』629頁、『社会運動』268-269頁。
- 42) 不作時の立会人は、鷹巣町の小作調停委員成田重三郎、米内沢町の小作調停委員金為助の2名とされた。2名は争議当初から和解斡旋に力を貸した。成田は北秋田郡農会幹事、金は元村長で、産業組合運動の実践家であった。『資料』691頁、『改革史』287頁。
- 43) 『資料』690-697, 629頁。
- 44) 『社会運動』290頁。
- 45) 庄司俊作「近现代日本の農村-農政の原点をさぐる」吉川弘文館, 2003年, 100-101頁。
- 46) 『社会運動』291頁。
- 47) 前掲「五十町歩以上地主調」, 323-324頁。
- 48) 『秋田県各級農会役員名簿』342頁。
- 49) 前掲「五十町歩以上地主調」325頁。
- 50) 「秋田県公民録大正4年」および「秋田名鑑昭和2年」渋谷隆一編「資産家地主総覧秋田編」日本図書センター, 1995年(以下、「地主総覧」)。
- 51) 庄司家の小作慣行については、『資料』631-632, 698頁を参照。
- 52) 『資料』669-670頁。
- 53) 1920年代以降に小作争議件数、争議参加者数は急速に増加したが、この時期の小作争議の性格として、小作料減免要求争議が中心であり、農民の小商品生産化が自小作・小作層にまで浸透したことによって高額現物小作料を矛盾として受け止める条件があった。またその背景には、地主制の後退があった。西田美昭「近代日本農民運動史研究」東京大学出版会, 1997年。
- 54) 『改革史』285頁。
- 55) 大門正克「農村社会構造分析」伊藤正直・大門正克・鈴木正幸「戦間期の日本農村」世界思想社, 1988年所収、森武麿「戦時日本農村社会の研究」東京大学出版会, 1999年。
- 56) 1920年代後半には、一旦小作争議件数は減少するが、恐慌期以降に再び増加する。恐慌期の小作争議の特徴として、地主による小作料引上げを端緒とした土地返還争議の増大したこと、小作調停にかけても小作不利の結果となり、再び争議を起こさざるを得ない状況があったことが挙げられる。前掲、品部「1930年代小作争議の一特質-秋田県平鹿郡館合村争議を通して-」および「小作調停にみる土地返還争議の諸相」。
- 57) 阿仁鉾山には、1988(明治21)年より阿仁鉾山共済組合があった。『郷土誌』99頁。
- 58) 1929年の産業組合加入戸数は407戸、農会加入戸数は402戸。産業組合加入率は、1924年51%、1939年55%であった。1929年の加入戸数は『郷土誌』142頁を参照。
- 59) 農林省「地方別小作争議概要昭和7年」御茶の水書房, 1979年(以下「概要」)63頁。
- 60) 『社会運動』277-278頁。
- 61) 『社会運動』281頁。
- 62) 『概要』70-72頁および『社会運動』282頁。
- 63) 『社会運動』287頁。
- 64) 「昭和6年1月17日全農仙北支部協議会」『社会運動資料』3巻, 145頁。
- 65) 『概要』64頁。
- 66) 「大曲町の地主毛引要求を全部拒絶す」『社会運動通信』1931年1月22日。1924年の調査では、大曲町には仙北郡内に耕作地を有する50町地主が6名存在し、所有耕地は計663町歩、関係小作人数は745人であった。農林省「大正13年6月調査五十町歩以上ノ大地主」農業発達史調査会「日本農業発達史7」中央公論社, 1978年。
- 67) 『社会運動』277頁。
- 68) 千畑村郷土誌編纂委員会「千畑村郷土誌」千畑村, 1986年(以下「千畑村」), 477-478頁。全農秋田県連の第三回執行委員会では、10月に至っても千屋村、四ツ屋村の小作争議が未解決であり、差押立毛刈取作業を組員で行う予定であると報告された。「第三回執行委員会会議録昭和6年10月5日全農秋田県連」『社会運動資料』4巻, 2頁。
- 69) 「地方別小作争議概要昭和7年」63頁。
- 70) 「千屋の争議拡大激化の兆」『社会運動通信』797号, 1932年6月26日。
- 71) 『秋田県各級農会役員名簿』342頁。
- 72) 「千畑村」477-478頁。
- 73) 「昭和12年度経済更生特別助成村概況及経済更生計画実行費調」『昭和12年度書類綴』。1939年の加入率は、秋田県「秋田県産業組合要覧」。
- 74) 「昭和12年度経済更生特別助成村概況及経済更生計画実行費調」『昭和12年度書類綴』。
- 75) 「秋田県公民録大正4年」および「秋田県名鑑昭和2年」『地主総覧』。
- 76) 前掲「五十町歩以上地主調」331頁。
- 77) 地租10円を1町歩として計算。1915年地租283円, 1927年1,573円。「秋田県公民録大正4年」および「秋田県名鑑昭和2年」『地主総覧』。
- 78) 「千畑村」471頁の表より計算。資料は「秋田県農会報」による。
- 79) 「地方別小作争議概要昭和7年」64頁。
- 80) 「千畑村」471-472頁の表より計算。
- 81) 前掲「秋田県名鑑」。
- 82) 「千畑村」500-501頁。
- 83) 「千畑村」503頁。

- 84) 『千畑村』487頁.
- 85) 『千畑村』511-512頁.
- 86) 『千畑村』513頁.
- 87) 秋田県『秋田県産業組合要覧』.
- 88) 『千畑村』513-514頁.
- 89) 『秋田の産業組合』4巻10号, 29頁.
- 90) 秋田県産青連『秋田の産業組合』4巻10号, 1936年, 22頁.
- 91) 『秋田の産業組合』4巻10号, 29頁.
- 92) 『千畑村』513-514頁.
- 93) 『千畑村』513, 986, 993-994頁.
- 94) 『千畑村』511-512頁.
- 95) 『千畑村』512-513頁.
- 96) 『千畑村』513頁.
- 97) 「昭和12年度経済更生特別助成村概況及経済更生計画実行費調」秋田県経済更生課『昭和12年度書類綴』.
- 98) 「昭和13年度特別助成予定村」『昭和12年度書類綴』.
- 99) 「戦時下の組合病院-農村保健活動と医療組合育成を担当した茂木隆之介-」秋田県厚生農業協同組合連合会『秋田県医療組合運動史料』1979年, 222頁.
- 100) 『秋田県医療組合運動史料』416頁.
- 101) 農林省農村総務室『標準村指定予定町村概況 昭和18年度』.
- 102) 秋田県以外でも, 静岡県印野村の経済更生特別助成事業で, 保健衛生施設費として助成金が交付され, 出資されていることが確認できる。森武磨『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会, 1999年, 135頁.
- 103) 小平権一の証言によれば, 小作争議町村には補助金が支出されなかった。安藤良雄編『昭和経済史への証言上』毎日新聞社, 1966年, 138頁.